



神栖市震災復興計画

平成23年9月

茨城県神栖市

はじめに

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、2つの大地震（三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震、茨城県沖を震源とするマグニチュード7.7の地震）と、地震により引き起こされた津波により、これまでにない規模の甚大な被害をもたらしました。本市も例外ではなく、神栖市の最大震度は6弱を記録し、津波による浸水被害に加え、揺れが続いたことによる液状化現象が市内各地域で発生しました。

その被害は大きく、市内の多くの道路が激しく損壊して通行が妨げられ、浄水場や水道及び下水道も著しく破損し、断水などによりライフライン機能が長期間にわたり停止（地域によっては約3ヶ月間）しました。

また、鹿島港や波崎漁港においては、岸壁や埠頭等に変形や陥没、損壊等の大きな被害を受け、港湾機能がしばらくの間活動停止の状態に陥りました。津波により船舶が座礁、転覆し、鹿島港周辺に広がる工業団地も被災しました。

この他、福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による風評被害が、今もなお、神栖市の農業や漁業、商業の復興への大きな阻害要因となっております。

市民生活においても、生活の基盤となる住宅や宅地に大きな被害が発生し、幸いにして死者はなかったものの、震災発生当時の避難者数は最多で8,615人に及び、未だに仮設住宅での生活を余儀なくされている方々もいる状況です。また、災害への恐怖心によるストレスや、被災した住宅や職場の再建への将来的な不安など、精神的にも影響を受けた方も少なくないと思われます。

市としては、今回の大震災でこのような被害を受けた市民の方々の生活の再生と産業の再建を図り、一日も早く安定した市民生活を取り戻すことを最重要課題として、復興に向けたまちづくりのために重点的に取り組む事項などを示した『神栖市震災復興計画』を策定しました。

今後は、本計画に基づいて、被害を受けたライフラインや公共施設等の速やかな復旧を行うとともに、市民が安全かつ安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めてまいります。

平成23年9月

茨城県神栖市

目 次

I	震災からの復興に向けて	1
	1. 基本理念	1
	2. 基本方針	2
II	神栖市震災復興計画の位置づけ	3
III	計画期間	3
IV	計画の進行管理	3
V	震災復興計画の体系	4
VI	復興施策の大綱（主な事業・項目）	5
	基本方針－1 市民生活を支えるインフラの復旧と支援体制の構築	5
	基本方針－2 産業基盤と事業環境の復旧・復興と活力ある神栖市の再生	18
	基本方針－3 災害への備えと対応力のある都市づくり	23

<資料編>

I 震災からの復興に向けて

1 基本理念

震災を乗り越えて 安全・安心なまちづくり

今回の東日本大震災は、これまで経験したことのない規模の地震（最大震度6弱）による被害と、津波や液状化現象の発生、さらに福島原発の放射能漏れによる風評被害などにより、本市にも甚大な被害をもたらしました。

神栖市の復興に向け、まず最優先で実施すべき事業は、未だに不安定な状況である市民生活を一日も早く回復させるための、道路や上・下水道施設等インフラ施設の復旧事業です。また、住宅等に被害を受けた市民への支援策を講じて生活再建に向けた取り組みを行うとともに、インフラや各公共施設の耐震化など、これまで以上に市民が安全で安心できる環境を創っていく必要があります。

同様に、日本経済を支える重要な拠点である鹿島港と工業団地の早期復興を促進するとともに、市内の農業や漁業、商業などの産業に対する様々な復興支援を講じ、活力ある神栖市の再生を目指します。

さらに、今回の震災を教訓とし、今後起こりうる様々な災害に備え、市や地域、企業等が連携を図りながら、市民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強い防災体制を築いていく必要があります。

これらのことから、神栖市の復興にあたっての基本理念を『震災を乗り越えて 安全・安心なまちづくり』とし、本市の復旧・復興に取り組んでまいります。

2 基本方針

復興にあたっては、次の3つの基本方針に基づいて、具体的な事業に取り組みます。

基本方針1 市民生活を支えるインフラの復旧と支援体制の構築

東日本大震災により被災した市民や企業の安定した環境を取り戻すため、生活や企業活動に密接に関連する都市基盤の復旧を進めます。

また、家屋損壊等の被害も甚大であることから、このような被害を受けた市民に対して必要な施策の具体化を図り、生活の再生に必要な支援を行っていきます。

さらに、公共施設や教育施設は、災害時の拠点や避難所となる施設でもあることから、防災性の強化を図るとともに、ライフラインとなる上下水道や道路等の重要な施設については、特に災害への備えを考慮した整備を図ります。

基本方針2 産業基盤と事業環境の復旧・復興と活力ある神栖市の再生

本市は、鹿島港と鹿島臨海工業地帯を有し、我が国の産業を支える重要な拠点となっています。特に鹿島港は、本年度、穀物を対象とした国際バルク戦略港湾に選定され、一刻も早い機能回復が必要です。そのため、国や県、事業者との連携を図りながら、産業関連機能の復旧・復興を進めます。

なお、現在国において検討が進められている「復興特区制度」については、その有効性を検討し、制度を活用した支援等を行っていきます。

また、農業や漁業は地震と放射能による風評被害を受け、商業、サービス、観光等においては、本震災による利用者や需要の減少等により、経営環境が悪化しています。そのため、市全体で復興に向けた情報発信・PRを行うとともに、融資等の事業者支援に関する施策を講じます。

さらに、安定した市民生活の基盤を確立するため、就業機会の確保に向けた施策の充実を図ります。

基本方針3 災害への備えと対応力のある都市づくり

従来、茨城県は自然災害が少ないと言われていましたが、今回、これまでの想定を上回る規模の震災を経験し、普段からのあらゆる災害への備えの必要性と、災害が生じた際の対応についてあらためて認識させられました。

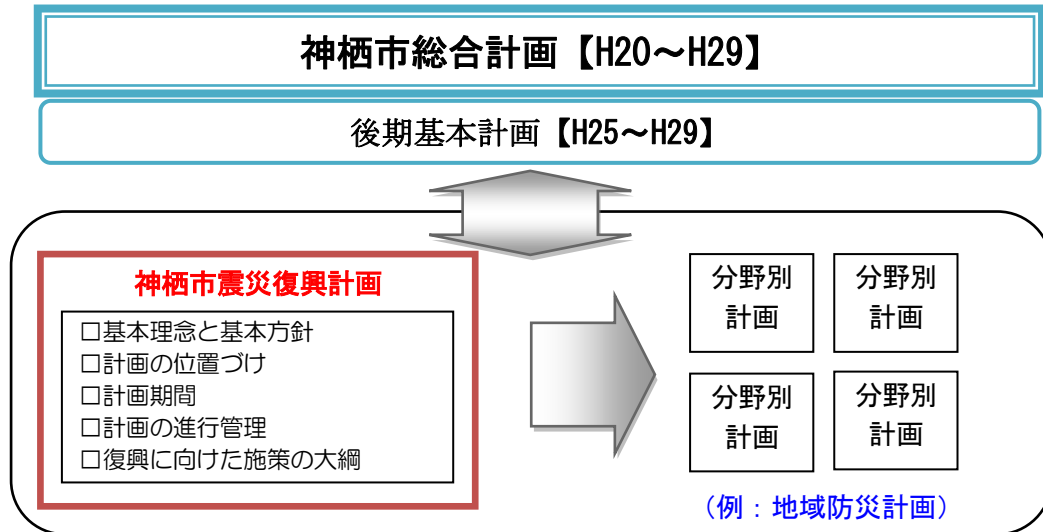
今後起こりうる災害に備え、実効性のある防災体制を構築するとともに、自然災害、特に津波対策としては、沿岸部における砂丘の形成に向けた堆砂垣・静砂垣の整備や松の植林などを進めるとともに、鹿島港や波崎漁港の防潮堤、海岸や河川への堤防などの早期整備要望や、津波発生時の避難ビルの指定、情報伝達手段の確保等に取り組んでいきます。

また、大規模災害が発生した場合は、公共の防災機関だけでは十分な対応が困難であることから、市民一人ひとりが自助・共助の精神のもと、非常食や防災用品を自宅等に備えておくことや、地域防災のための組織づくりなどの対策を講じます。

このように、今後の防災、減災へ繋げるため、国や県と、あるいは市と市民、企業、地域や様々な団体との協働によって取り組み、災害に対応できる体制づくりを行っていきます。

II 神栖市震災復興計画の位置づけ

行政における計画は、市政全般の方針を示す「神栖市総合計画」を核として、防災計画、都市計画、産業や生活・福祉など、各分野別の計画がありますが、必要に応じて各種施策の見直しを検討するとともに、それらの計画等においても、本計画を踏まえた施策、事業の位置づけを行い、速やかな復旧・復興を進めます。



III 計画期間

本計画の策定期間は、速やかな復興と、国及び県の災害復旧に関する制度の期間等を考慮し、平成23～25年度の3年間とします。なお、復興に長期的な期間を要する事業や項目については、総合計画（後期基本計画等）や各分野別計画（地域防災計画等）の事業の一環として、継続して取り組んでいくこととします。

年度 区分	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	
震災復興 計画期間	震災復興計画 (H23～H25)			平成26年度以降も継続する復興事業							
(参考) 総合計画 計画期間	総合計画 (H20～H29)							第2次総合計画 (H30～)			
	前期基本計画 (H20～H24)		後期期基本計画 (H25～H29)					前期基本計画 (H30～H34)			

IV 計画の進行管理

震災復興計画の取組みについては、新たに震災復興推進本部を設置し、計画の推進状況の検証や見直し等を行っていきます。

なお、計画の進捗状況については、各年度の実施内容を整理し、公表していきます。

V 震災復興計画の体系

基本理念

震災を乗り越えて 安全・安心なまちづくり

基本方針

復興施策の大綱

項目

基本方針1

市民生活を支える
インフラの復旧と
支援体制の構築

(1) 上・下水道、道路等の
都市基盤の復旧の推進

- インフラの復旧
- 庁舎等公共施設の復旧
- 学校・社会教育施設の復旧
- その他施設の復旧

(2) 市民生活の安定に向けた
支援の充実

- 被災住宅等の支援
- 義援金・見舞金等
- 税金等の減免
- その他の支援

(3) 保健・福祉・医療の支援

- 保険料等の減免
- その他の支援

(4) 災害に強い
インフラの整備

- インフラや公共施設の耐震化
- その他の対策

基本方針2

産業基盤と
事業環境の
復旧・復興と
活力ある
神栖市の再生

(1) 鹿島港・臨海工業団地の
復興の促進

- 鹿島港等の復興
- 立地企業への支援

(2) 農業・漁業・商業に
対する支援の充実

- 農業者への支援
- 漁業者への支援
- 中小企業者への支援
- 産業復興・風評被害対策

(3) 就業機会の確保に向けた
施策の推進

- 雇用の確保

基本方針3

災害への備えと
対応力のある
まち
都市づくり

(1) 津波や液状化への対策

- 津波対策や液状化への対応

(2) 市及び地域における
防災体制の整備

- 防災体制の整備
- 住宅等の耐震化
- 防災公園の整備
- 避難所の整備
- 災害協定の締結等
- 災害時関連システムの構築
- 地下水の保全等

(3) 災害への対応力
(リスク管理)の強化

- 災害発生時対応の整備
- 災害時の情報等の提供・連絡体制の整備
- 避難所機能の充実
- 防災訓練・防災教育

(4) 震災経験の次世代への
継承

- 震災経験の継承

復旧

復興

VI 復興施策の大綱（主な事業・項目）

基本方針 1 市民生活を支えるインフラの復旧と支援体制の構築

◆復興施策の大綱 1－（1）

上・下水道、道路等の都市基盤の復旧の推進

地震や津波、液状化現象による、広範囲にわたった甚大な被害に対し、一日も早く、震災前の生活環境や経済活動を取り戻すことが最優先であり、それらに密接に関連する都市基盤の早期復旧を目指します。

【主な取り組み】

- 市民生活の基本となる上・下水道については、平成23年度中の復旧を目指します。
- 道路については、損壊の他、液状化による影響も大きいことから、関連事業と合わせながら国の補助期間の3年間の平成25年度までの復旧を目指します。
- 国道や県道については、道路管理者と協議しながら、復旧を目指します。
- その他の公益施設、福祉施設等については、個別の被害状況に応じて、本年度中の復旧を基本として取り組みます。

■インフラの復旧

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	水道施設の復旧	被害を受けた配水場、配水管等を早期に復旧・修繕し、「災害復旧事業計画書」の策定と鱒川地区等の仮復旧箇所の本復旧を行います。	市	▶			
2	公共下水道施設の復旧	管渠等の本復旧については、平成23年度中の完了を目指します。また、地下埋設であることから翌年度以降判明した破損箇所等については、破損箇所ごとに早急に復旧工事を行います。	市	▶			
3	雨水排水路の復旧	排水路の本復旧については平成23・24年度に実施し、市道隣接排水路については、市道の復旧工事と連携を図り、平成24年度の完了を目指します。	市	▶▶			

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
4	道路の災害復旧	交通車両の安全を確保するための舗装路面の応急復旧を早急に実施し、液状化調査と併せ3年以内の全線本復旧を目指します。	市				
5	公園・緑地の復旧	街区公園、神之池緑地等の復旧については平成23年度の全面復旧を目指します。	市				
6	市営墓地施設等の災害復旧	かみす聖苑、海浜公園墓地、居切墓地、長峰墓地の園路、境界ブロック等は平成23年度中に復旧工事を実施し、居切墓地については、墓地全体が壊滅状態のため、墓地の移転を視野に入れ新墓地用地の造成工事を実施します。	市				
7	再生資源施設等の復旧	衛生プラント、リサイクルプラザの敷地内の陥没や隆起の復旧と建物や処理施設の修繕を早急に行います。	市				

■庁舎等公共施設の復旧

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
8	庁舎等の復旧	市庁舎内の壁及び床の亀裂等の修繕と商工会館、旧農業者センターの修繕を行います。 また、災害時の行政機能の維持について検討します。	市				
9	保健・福祉関係施設の復旧	保健・福祉会館の建物、渡り廊下及び外構等の破損、高齢者ふれあいセンターむつみ荘の壁の亀裂とゲートボール場の陥没等は平成23年度中に修繕し、大規模損壊した障害者福祉作業所は平成24年度までに復旧を行います。	市				

■学校・社会教育施設の復旧

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
10	学校施設等の復旧	小学校、中学校、幼稚園、教職員住宅、学校給食共同調理場の早期復旧を進めます。	市				
11	児童館・保育所等の復旧	平成23年度中に保育所、うずも児童館、深芝小児童クラブ室の復旧、修繕を行います。	市				
12	スポーツ施設の復旧	市民体育館、波崎体育館、海浜運動公園(野球場、庭球場等)、海浜温水プール、高浜運動広場等の補修工事を行います。	市				
13	文化・集会施設の復旧	文化センター、中央図書館、中央公民館、コミュニティセンターの補修工事を行います。	市				

■その他施設の復旧

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
14	消防防災施設の復旧	液状化や地盤の傾斜により損傷及び破損した防火水槽、消防機庫、公設消火栓、防災行政無線等の早期修繕を行います。	市				
15	市営住宅の災害復旧	平成23年度内に海浜住宅のライフラインを完全復旧します。	市				

◆復興施策の大綱 1 - (2)

市民生活の安定に向けた支援の充実


被災した市民の生活の安定を目指し、住宅に被害を受けた市民への経済的な支援や、義援金、見舞金の支給、固定資産税等の税金の減免措置等、生活再建のために必要となる支援を行います。

【主な取り組み】

- 震災により住宅が被災した方を対象に、支援金の支給や必要経費の貸付、利子の補給等の支援や、義援金や見舞金の支給を行います。
- 家屋や資産、自動車等が被災した方を対象に、税金（住民税、固定資産税、自動車に関する各種税金等）の減免措置を実施します。
- 地区集会所等の補修費の助成や、井戸水検査や合併浄化槽設置に関する補助制度等の支援の充実を図ります。

■被災住宅等の支援



No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	被災者生活再建支援制度	生活基盤に被害を受け、全壊した世帯へ100万円、大規模半壊した世帯へ50万円の基礎支援金を支給します。	国	▶			
2	茨城県災害見舞金支給制度	住宅が半壊した世帯へ3万円、床上浸水の被害を受けた世帯へ2万円の見舞金を支給します。	県	▶			
3	住宅の応急修理制度	半壊以上の被災を受けた住宅に対し、52万円を限度に日常生活に必要な最小限の範囲で市が業者に委託して応急修理を実施（H23.7月まで）	国	▶			
4	応急仮設住宅制度	居住する住宅が全壊（大規模半壊、半壊は取り壊しが条件）し、住宅に困窮する市民に対し、民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅を提供します。	国	▶			
5	災害援護資金	被害を受けた世帯主に対して被害の種類や程度に応じ、350万円を限度に生活の立て直し資金の貸付を行います。	国	▶			

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
6	母子寡婦福祉資金の住宅資金の貸付制度	被災した母子・寡婦世帯の住宅の建設、購入、補修、保全、増築、改築等に必要な経費を、200万円を限度に貸付を行います。	県				
7	生活福祉資金制度による貸付	被災した低所得世帯、障害者世帯、介護の必要な高齢者を擁する世帯に対して次の融資を行います。 ・住宅の補修、保全、改築等に必要な経費（限度額250万円） ・家財道具の購入費用（限度額150万円） ・転居費用（限度額50万円） ・当面の生活費（条件あり。限度額20万円）	社会福祉協議会				
8	住宅復興資金の利子補給 【市独自の制度】	居住する住宅が被災し、建替え、購入、修繕等のため資金を借入れた場合、借入資金利子に対して3年間で80万円を限度に100%利子補給をします。	市				
9	神栖市東日本大震災一部損壊住家補修費助成金 【市独自の制度】	居住する住宅が一部損壊以下の被害を受け、その補修に3万円以上の費用を要する場合又は要した場合に一律3万円を助成します。	市				
10	被災者への市有地の譲渡 【市独自の制度】	被災者生活再建支援金受給者のうち、被災した住宅を解体し転居できる方で、市税の滞納の無い方へ、市有地を時価の半額で譲渡します。	市				

■義援金・見舞金等

No	事業・項目	概 要	事業 主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26 以降
11	東日本大震災義 援金の配分	<p>茨城県、日本赤十字社、中央共同募金会に寄せられた義援金を、被害を受けた住宅の世帯主又は賃貸住宅の入居者に対して配分します。</p> <p><第1次配分> 全壊：50万円 大規模半壊・半壊：25万円</p> <p><第2次配分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 全壊：56万円 大規模半壊・半壊：28万円 ・第2回 全壊：75,808円 大規模半壊・半壊：37,904円 ・第3回 全壊：6万円 大規模半壊・半壊：3万円 	県				
12	神栖市東日本大 震災災害見舞金 【市独自の制度】	半壊以上の被害を受けた世帯に対し、全壊の場合10万円、大規模半壊の場合7万円、半壊場合5万円の見舞金を支給します。	市				
13	茨城県社会福祉 協議会見舞金	住家が全壊と認定された全世帯に、2万円の見舞金を支給します。	社会 福祉 協議 会				

■税金等の減免

No	事業・項目	概 要	事業 主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26 以降
14	所得税及び住民 税の減額及び免 除	住宅や家財に損害を受けた人を対象として、雑損控除の申請により所得税や住民税を減額及び免除します。	国 ・ 市				
15	固定資産税の減 免	被災した家屋や宅地等が本来の使用目的を著しく損なわれるような被害を受けた場合、損害の程度により固定資産税を減免します。	市				

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
16	自動車重量税の減免	被害を受けた自動車の永久抹消登録手続きの際、自動車重量税が還付されます。	国	■			
17	普通自動車税・軽自動車税の減免	被害を受けた自動車や、買い換えた場合の自動車（代替自動車）に対する普通自動車税・軽自動車税を、平成23年度から25年度まで減免します。	県・市	■■■■			
18	上下水道料金の減免	震災による断水に伴い、水道の断水期間及び下水道の使用不能期間に応じて上下水道料金を減免（H23.3～6月）	市	■			
19	居切墓地管理料の免除	居切墓地が壊滅状態で維持管理ができないため、管理料を免除します。	市	■			

■その他

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
20	り災証明書の発行	被害を受けた住家等の現地調査を行い、被害認定基準に基づき被害の程度を判定し、り災証明書を発行します。	市	■			
21	被災証明書の発行	東北地方高速道路無料化に伴う被災証明の発行をします。	市	■■■■			
22	災害廃棄物の処理	震災により家庭から発生したごみ（津波で流されたり液状化で流出した震災ごみ）を自己搬入した場合、無料で受入れを行います。	市	■			
23	井戸水検査費用の一部補助 【市独自の制度】	水道水の断水に伴って、飲料水確保のために井戸の水質検査を実施した個人に、検査費用の一部を補助します。	市	■			
24	温浴施設の災害復旧及び無料開放	断水及び湯量不足解消のため、ふれあいセンター湯楽々、ゆーぽーとはさきの井戸掘り及び配管工事を行い、断水により自宅で入浴が困難な市民へ無料開放を実施（H23年5月まで）	市	■			

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
25	地区集会所補修費の助成 【市独自の制度】	被災した地区集会所等の補修に対して、補修費の2/3、120万円を限度として助成します。	市	▶			
26	合併浄化槽の設置補助	下水道認可区域外において設置した高度処理型合併浄化槽が震災により被害を受け、再度設置する場合も補助対象とし、補助金を交付します。	市	▶			
27	液状化被害の支援拡大の要望	液状化による被害が甚大であることから、被災した住宅に対する更なる支援の拡大について、国・県等に要望書を提出します。	市	▶			
28	震災無料法律相談	法テラス及び茨城県弁護士会による無料法律相談を実施します。	県弁護士会等	▶			

◆復興施策の大綱 1 - (3)

保健・福祉・医療の支援

保健・福祉・医療の支援として、被災した市民の負担が軽減できるように、税・負担金等の減免措置等をおこなうとともに、不安解消に向けたきめの細かいケアを実施していきます。

【主な取り組み】

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の保険料等について、減免制度を実施し、被災者の負担軽減を図ります。
- 聴覚障害者への戸別受信機の配布や、被災者や子供たちの心のケアを行います。

■保険料等の減免

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料等の減免	住宅に半壊以上の被害などを受けた方について、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を減免、また、医療費の一部負担金等を免除します。	市・県後期高齢者医療広域連合				
2	国民年金保険料の免除	住宅、家財等におおむね1/2以上の被害を受けた方の保険料が免除されます。	日本年金機構				
3	介護保険料等の減免	住宅に半壊以上の被害などを受けた方について、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を減免します。 また、介護サービス利用者負担額や介護保健施設等における食費等を免除します。	市				
4	高齢者生活支援事業の自己負担額の減免 【市独自の制度】	住宅に半壊以上の被害を受けた方について、高齢者生活支援事業の自己負担額を減免します。	市				
5	自立支援医療等の利用者負担額の減免	住宅に半壊以上の被害を受けた方などについて、自立支援医療等の利用者負担額を減免します。	国				

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
6	認可保育所の保育料の免除 【市独自の制度】	住宅に半壊以上の被害を受けた方などについて、保育料を免除します。	市	■			
7	児童扶養手当の所得制限の特例措置	住居などにおおむね1/2以上の被害があった児童扶養手当受給者等について、所得による制限を解除する場合があります。	国	■	■		

■その他

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
8	聴覚障害者用戸別受信機の配布 【市独自の制度】	ひとり暮らしの聴覚障害者に、文字表示付き戸別受信機の配布を行います。	市		■		
9	被災者・子供たちの心のケア	必要に応じ、保健師が訪問します。 また、要請により、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校に派遣します。	市	■			

◆復興施策の大綱 1 - (4)

災害に強いインフラの整備

公共施設や教育施設は、災害時の拠点や避難所となる施設であることから、防災性の強化や耐震化を図るとともに、ライフライン等の重要な施設について、災害時の速やかな復旧が可能となるように、災害への備えを考慮した整備を行います。

【主な取り組み】

- 災害時の拠点となる市役所庁舎のあり方については、移転も含め今後検討していきます。
- 水道、下水道等のインフラ施設や、学校等の公共施設の耐震化を実施します。
- 断水の回避方法や、停電時への対策等について調査・検討し、実施に向けた対応を図ります。

■インフラや公共施設の耐震化

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	水道施設の耐震化	仮設配水管の地区に対しては、平成23年度中の本復旧時に耐震管を敷設していきます。 また、小口径の配水管については、今後、地形や地盤等を考慮した上で、積極的に耐震管を採用していきます。	市				
2	県管理水道施設の災害対策の促進	県企業局水道施設の耐震化及び鱈川浄水場と鹿行浄水場の緊急時における連携送水機能の強化を図っていきます。	県				
3	配水場の耐震化	別所配水場について、耐震化推進のため、耐震診断を実施します。	市				
4	下水道の耐震化	液状化被害の再発防止のため、復旧時に埋め戻し材料及び管種の変更による対策を実施するとともに、主要な幹線について、耐震化診断を検討していきます。 また、県所管の下水道施設についても、施設の耐震化を要望していきます。 (H24.1 改正)	市				
5	小中学校の耐震化	喫緊の課題として、市内小中学校の校舎の耐震化を推進していきます。	市				
6	教育施設の耐震診断の実施	学校体育館など、耐震診断未実施の教育施設について、耐震化のために耐震診断を進めていきます。	市				




No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
7	学校施設のバリアフリー化	学校の避難所としての機能を高めるため、耐震化整備と併せ、施設のバリアフリー化を促進していきます。	市		▶		
8	社会教育施設の耐震化	避難所としての安全性を確保するため、公民館などの社会教育施設の耐震化を推進します。	市		▶		

■その他の対策

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
9	広域断水回避策の検討	広域断水の回避のため、配水管のループ化を意識した管網整備や、各配水場を起点としたブロック化の実現について検討していきます。	市		▶		
10	知手配水場の整備	知手配水場の建替えについて、災害に強い施設を目指し、建設候補地の選定、基本計画策定および配水方式の検討を行います。	市		▶		
11	主要交差点における信号機の停電対策	災害時の安全確保のため、停電時でも稼動する信号機の設置について、茨城県警察本部へ要望していきます。	市	▶			
12	市庁舎の災害時電源確保	災害時に市庁舎の電源を確保するために、発電機や照明等をリースし十分な対応ができるよう、業者との災害協定締結を進めていきます。	市	▶			
13	再生可能エネルギーの調査・検討	非常時にも利用できる再生可能エネルギー（風力、太陽光等）のメリット、デメリットについて調査・検討していきます。	市	▶			

《平成24年1月改正》

■インフラや公共施設の耐震化

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
14	高等学校の耐震化	市内の高等学校についても、地域の避難所となっているため、県に耐震化を要望していきます。	県				
15	市役所等の施設整備	市庁舎（支所等を含む）については、地域の防災や復興の拠点であるばかりでなく、災害時における避難所となるため、施設の耐震化や避難所としての整備等を図っていきます。	市				
16	緊急輸送道路の機能強化	地域の復興のために必要な緊急輸送道路の機能強化等の道路整備を行い、県道については県へ要望していきます。	市				

基本方針 2 産業基盤と事業環境の復旧・復興と活力ある神栖市の再生

◆復興施策の大綱 2-(1)

鹿島港・臨海工業団地の復興の促進

鹿島港及び臨海工業団地は、本市だけでなく我が国の産業を支える重要な拠点であるため、国や県との連携を図りながら、一刻も早い復興を目指します。

【主な取り組み】

○鹿島港の港湾施設に関する早期復興を目指し、実施機関である国や県に強く要望するとともに、立地企業への支援策を講じます。

■鹿島港等の復興

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	鹿島港湾施設の復旧・復興	航路（外港航路、中央航路、南航路）の浚渫、埠頭用地の岸壁復旧等を行います。	国・県	▶			
2	鹿島港防波堤の早期完工	港湾管理者である県、防波堤の整備事業者である国土交通省に要望し、早期完工を図ります。	市	▶			
3	企業岸壁の浚渫	港湾管理者である県、航路浚渫の事業者である国土交通省に要望し、早急な対応を図ります。	市	▶			

■立地企業への支援

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
4	企業との連携による復興の推進	立地企業等と協力、連携して、国や県に対して被災企業の復旧・復興に関わる支援措置などについて要望活動を行っていきます。	市	▶			
5	立地企業への固定資産税の特別措置 【市独自の制度】	市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、事務所等の新增設に係る固定資産税免除制度（固定資産税の特別措置）の期限を3年間延長します。	市	▶			

◆復興施策の大綱 2-(2)

農業・漁業・商業に対する支援の充実

震災により被害を受けた農地や漁港の復旧、また農業従事者、漁業従事者、中小企業者等が再建するための経済的な支援、さらに産業復興や風評被害対策として、復興に向けた情報発信やPRイベント活動等を実施し、経済活動の復興への支援を推進します。

【主な取り組み】

- 農地、農業用施設や波崎漁港等の早期復旧、農業・漁業従事者へのつなぎ資金利子補給等の経済的な支援策の充実を図ります。
- 災害復旧や経営安定化のため、中小企業者への復興緊急融資資金保証料補助等の経済的な支援策の充実を図ります。
- 原発事故による農業等への風評被害に対する損害賠償の請求手続きを支援するとともに、放射能対策として、放射能対応マニュアルの作成や農産物等の安全性のPR活動、復興イベントの開催等により、産業の復興を推進します。

■農業者への支援

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	農協系統農業災害資金の利子補給	被害農家の農業再生産の確保及び農業経営の安定化のため、被害農家（JA正組合員）に対して、最大500万円の融資が行われます。貸付金利の0.5%について、市が2分の1、県が2分の1利子補給します。	県・市	▶			
2	農畜産物損害賠償請求の支援	「神栖市東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会」を設立し、福島原発事故による出荷制限、風評被害等で損害を受けた販売農家の賠償請求を取りまとめ、県協議会を通じて東京電力に対する賠償請求手続きの支援をします。	市	▶			
3	耕作不能農地の支援	液状化または塩害により、耕作不能な水田に対し、修繕費用を補助します。	市	▶			
4	農地・農業用施設等の災害復旧	農地、水路、揚水機の早期復旧を目指します。	市	▶			

■漁業者への支援


No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
5	緊急漁業対策資金の利子補給	震災被害により、休漁を余儀なくされている漁業者のうち、茨城県信用漁業協同組合連合会から融資を受けた方に対し、利子補給（海面漁業 100万円、内水面漁業 50万円を限度）を行います。	県・市	▶			
6	漁業経営対策資金の利子補給	震災で被害を受けた漁業者が必要とする融資資金に対し、貸付金利の1.5%について、利子補給を行います。	県・市	▶			
7	漁港の早期復旧の促進	漁港（新港、旧共栄ドック）の管理者である県に対し、早期復旧を要望します。	市	▶			

■中小企業者への支援

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
8	東日本大震災復興緊急融資制度	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、災害復旧や経営の安定化のため設備資金や運転資金の融資が行われます。	国・県	▶			
9	神栖市東日本大震災復興緊急融資信用保証料補助金交付事業 【市独自の制度】	県の東日本大震災復興緊急融資を利用した市内事業者へ保証料の25%を市が補助します。	市	▶			


《平成24年1月改正》

■農業者への支援

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
15	農業基盤の整備	農地及び農業用施設等の生産基盤等に被害を受けたため、被災地域の担い手への農地集積と農業を支える基盤整備を進めて、生産性の向上や担い手の規模拡大を促進することにより、農業の振興と農村地域の復興を図ります。	県				

《平成24年10月改正》

■漁業者への支援

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
16	水産業共同利用施設復興整備事業	震災により、市場施設と関連する共同利用施設が甚大な被害を受けたため、早急な復旧を必要とする利根川河港の市場機能を外港拡張部へ移設し、漁業の活性化と安全操業の確保などを支援する。	民間団体				

◆復興施策の大綱 2－(3)





就業機会の確保に向けた施策の推進

震災からの復興には、就業による市民の安定した生活基盤の確立が重要です。そのため、市民の就業機会の確保に向けた施策の推進を図ります。

【主な取り組み】

○災害により離職した失業者等への就業機会を確保します。

■雇用の確保

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	緊急雇用創出事業	災害により離職した失業者、若しくは居住していた求職者に対して雇用機会を提供します。	市				
2	新卒者雇用企業に対する支援 【市独自の制度】	高校新卒者を雇用した場合の「雇用促進奨励金」制度について企業に周知し、雇用の確保に努めます。	市				
3	立地企業への固定資産税の特別措置 【市独自の制度】 (再掲)	市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のため、事務所等の新增設に係る固定資産税免除制度（固定資産税の特別措置）の期限を3年間延長します。	市				
4	企業誘致の推進	首都圏に近い地理的優位性や、立地優遇制度等についてアピールしながら、工業団地への企業誘致を推進します。	市				

基本方針3 災害への備えと対応力のある都市づくり^{まち}

◆復興施策の大綱 3- (1)

津波や液状化への対策

本市に多くの被害をもたらした津波や液状化への対策については、多大な費用や整備期間を要するものが多いことから、国や県、企業などの各関係機関と連携を図りながら、取り組みを進めていきます。

【主な取り組み】

- 液状化被害に対する支援や津波対策（港湾、漁港、砂丘等の整備）について、国や県に要望するとともに、市としても砂丘等の整備・保全に向けて取り組んでいきます。
- 液状化被害の調査を行うとともに、甚大な被害のあった地区については、土地利用の見直しも含め検討していきます。

■津波対策や液状化への対応

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	港湾・漁港の整備	鹿島港については、防波堤等の外郭設備の早期整備、港湾周辺の堤防や樹林帯等、避難施設の整備などを国や県に要望していきます。 また、波崎漁港については、津波対策を中心に、災害に強い漁港づくりを県へ要望していきます。	市	▶			
2	砂丘の整備	堆砂垣・静砂垣の整備や松の植林を進め、津波や高潮に有効な砂丘の形成を図ります。	市	▶			
3	新しい避難場所の指定	既存73ヶ所の避難場所の見直しを図るとともに、津波発生時の一時避難場所として、堅固な3階建ての民間施設を津波避難ビルに指定する協定締結を推進します。	市	▶			
4	避難場所標識や誘導標識等の設置	避難場所や津波避難ビルの標識、また避難場所への誘導標識及び海拔標識等を整備し、市民への周知を図ります。	市	▶			

No	事業・項目	概 要	事業 主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26 以降
5	ハザードマップの見直し	津波からの避難シミュレーションを行い、避難場所や避難路を掲載した津波ハザードマップを作成して、各世帯へ配布して周知の徹底を図ります。(H24.1 改正)	市				
6	津波対策用監視カメラの設置	津波対策として監視カメラを設置し、地震発生時等に対応します。	市				
7	液状化被害の調査	市道及び公共施設をはじめ、市内の土地について、液状化調査を実施します。 また、甚大な液状化被害が発生した土地などについては、その用途の見直しについても検討していきます。	市				
8	液状化被害の支援拡大の要望(再掲)	液状化による被害が甚大であることから、被災した住宅に対する更なる支援の拡大について、国・県等に要望書を提出します。	市				

《平成24年1月改正》

No	事業・項目	概 要	事業 主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26 以降
9	波崎地区防災拠点施設の整備	利根川河口部にあたる波崎地区は、ほとんどが海拔3m未満の地域であり、3階以上の堅牢な建物がほとんど無いため、津波等の災害に対する避難場所や、地域の防災拠点となる施設の整備をおこないません。	市				

《平成24年11月改正》

No	事業・項目	概 要	事業 主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26 以降
10	砂山都市緑地の整備	既存の丘に園路や誘導灯などを設け、大津波時の緊急避難先として機能するよう整備します。	市				

《平成25年6月改正》

No	事業・項目	概 要	事業 主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26 以降
11	液状化対策工事	液状化対策工法が確定した地区について、地権者の方々の同意を得ながら、液状化対策工事を実施します。	市				

◆復興施策の大綱 3－(2)






市及び地域における防災体制の整備



地震に限らず、今後起こりうるさまざまな災害への対策には、市はもちろんのこと、市民や地域、企業や様々な団体等との協働による防災体制の構築が必要となるため、防災計画の見直しや、地域における防災組織づくり等を推進するとともに、避難場所の見直し、災害時の連携など、体制の整備を図ります。

【主な取り組み】



- 地域防災計画を見直すとともに、各地区での自主防災組織の結成や、災害時要援護者の支援体制整備により、地域防災力の向上を図ります。
- 整備予定である防災公園の機能強化や、津波避難ビルの指定や避難所の整備、災害応援協定の締結推進などにより、市の防災体制の向上を図ります。
- 今回の長期的な上水道の断水を踏まえ、公共施設へ非常用井戸を整備するとともに、地下水を保全するための対策を講じます。

■防災体制の整備


No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	地域防災計画の見直し	今回の震災を踏まえて、専門家を入れ地域に合った地域防災計画の見直しをします。	市				
2	総合計画後期基本計画策定	見直しを行う地域防災計画や、新たに策定する震災復興計画などを反映させ、平成25年度から5ヵ年計画を策定します。	市				
3	防災組織づくりの促進	行政区を単位とした「自主防災組織」の結成を推進し、民生委員や消防団と連携して地域防災力を向上させます。 また、小学校区単位を基本とした地域コミュニティ組織を設置した中で、広域防災組織についての検討を行います。	市				
4	災害時要援護者世帯の把握	災害時要援護者（独居高齢者、高齢者、障がい者、要介護者）世帯名簿を作成し、自主防災組織等と連携した支援体制を確立します。	市				
5	地域防災リーダーの育成	地域防災リーダー育成の受講情報等の周知（広報紙やHP）及び受講者の拡大を図ります。	市				

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
6	防災に関する職員の教育	防災士の資格取得や、防災大学の受講により、防災に関する知識の充実を図ります。	市				
7	防災の啓発活動の実施	広報紙、リーフレット、ホームページ等で防災に関する啓発活動を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。	市				



■住宅等の耐震化

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
8	ブロック塀設置に関する指導	ブロック塀等の倒壊の危険性の周知や、正しい施工方法や補強方法の普及について、パンフレットの配布や広報紙による啓発を実施します。	市				
9	耐震化計画進行の検証	旧耐震基準による建築物の耐震性を把握するため、耐震診断・耐震改修に関するアンケートを実施して検証を行います。	市				

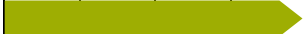


■防災公園の整備

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
10	防災公園の整備	アリーナ、備蓄倉庫等の整備による防災機能の強化を行い、避難所としての機能や防災資機材を備えた防災公園を整備します。 また、防災公園の整備と併せ、各地区に防災公園の機能を補完する施設の整備を検討します。	市				



■避難所の整備

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
11	新しい避難場所の指定(再掲)	既存73ヶ所の避難所の見直しを図るとともに、津波発生時の一時避難場所として、堅固な3階建ての民間施設を津波避難ビルに指定する協定締結を推進します。	市				
12	避難場所標識や誘導標識等の設置(再掲)	避難場所や津波避難ビルの標識、また避難場所への誘導標識及び海拔標識等を整備し、市民への周知を図ります。	市				




■災害協定の締結等

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
13	災害協定の締結の推進	災害時は近隣でも同様に被災することが予測されるため、遠方の自治体との災害協定の締結を推進します。	市				
14	災害時の燃料の確保	災害復旧等に従事する車両や病院等の民間施設への優先給油が受けられるよう、災害時の燃料不足の事態に備えて、協定の締結を行います。	市				
15	ボランティアとの連携体制の整備	災害時に迅速にボランティアの協力を得られるように連携体制を整備します。	市				

■災害時関連システムの構築

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
16	(仮称)被災者台帳システムの構築	被災者個人ごとの被災状況を一元的に管理するシステムを構築し、被災者の利便性を高めます。	市				
17	全国避難者情報システムへの登録促進	被災元市町村から避難してきている方への確に行政情報を提供するため、システムへの登録を促進します。	国				

■地下水の保全等

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
18	砂利採取への規制強化	地下水保護の観点から、砂利採取への規制強化や地域の環境保全、及び法律制定や特区制度について、国や県へ要望します。	市				
19	地下水の確保	長期的な断水を考慮し、地下水を提供していただける市内の協力者の登録制度を実施します。	市				
20	非常用井戸の整備	学校を含めた、主な公共施設へ非常用井戸を整備します。	市				

◆復興施策の大綱 3- (3)

災害への対応力（リスク管理）の強化

今回の震災の経験を踏まえた実効性のある行動マニュアルの作成や、津波などの災害の発生や被害・復旧状況の伝達方法の見直しを行い、防災訓練等の実施などにより、災害時の対応力の強化を図ります。

【主な取り組み】







- 職員の初動マニュアルを見直し、各業務においても対応マニュアルを作成します。
- 災害時の情報提供の方法や、被害や復旧状況の連絡体制について改善や見直しを行います。
- 防災訓練も今回の経験を踏まえた内容に見直しし、各家庭や地域、また職場や学校等で実施するとともに、防災教育にも取り組んでいきます。
- 避難所としての機能の充実・向上のため、避難所の運営方法をマニュアル化しておくとともに、物資の備蓄や環境整備を図ります。

■災害発生時対応の整備

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	職員初動マニュアルの見直しと各種対応マニュアルの作成	災害時における「職員初動マニュアル」を見直すとともに、各業務においてもそれぞれの対応マニュアルを作成し、災害時の対応に備えます。	市				
2	要援護者支援マニュアルの作成	災害時における要援護者（独居高齢者・高齢者・障がい者）の支援マニュアルを作成します。	市				
3	災害時における保健師活動マニュアルの作成	災害時の初動体制の確立や、緊急対策・生命・安全の確保等についてマニュアルを作成します。	市				

■災害時の情報等の提供・連絡体制の整備

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
4	ハザードマップの見直し（再掲）	津波ハザードマップ（避難ビル掲載）を作成し、各世帯へ配布して周知の徹底を図ります。	市				

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
5	液状化被害の調査 (再掲)	市道及び公共施設をはじめ、市内の土地について、液状化調査を実施します。 また、甚大な液状化被害が発生した土地などについては、その用途の見直しについても検討していきます。	市				
6	津波対策用監視カメラの設置 (再掲)	津波対策として監視カメラを設置し、地震発生時等に対応します。	市				
7	防災無線の改善の検討	放送の内容を、テレホンサービスやメルマガ、ホームページで提供するとともに、防災無線が聞きやすくするための改善を行います。	市				
8	複数の情報伝達手段の検討	災害時におけるFM放送（臨時災害放送）や、情報掲示板の設置など、地域との新たな連絡手段について検討していきます。 また、市民が欲しい情報を的確に、迅速に発信できるよう、広報紙やホームページ、メールマガジンなどの情報発信手段について見直します。	市				
9	災害時の通信設備の整備と強化	災害現場と災害対策本部間の連絡が確実となり、市役所、消防署、消防団、病院などとの相互通信ができる総合的な通信設備の整備を図るとともに、避難所等への災害専用電話の整備を進めます。 また、地上回線が不通となった場合の回避策として、衛星ブロードバンド導入について検討していきます。	市				
10	聴覚障害者用戸別受信機の配布 【市独自の制度】 (再掲)	ひとり暮らしの聴覚障害者に、文字表示付き戸別受信機の配布を行います。	市				

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
11	多言語に対応する緊急時広報体制の構築	外国人同士のネットワーク化を図り、防災面だけではなく、日頃の各種情報提供や相談などに対応できるような仕組みづくりを推進します。 また、就労目的の外国人へは、就労先の雇用者等を通じた情報提供を検討していきます。	市				
12	放射線量の測定	放射線の測定については、福島第一原子力発電所の様子を見ながら、当分の間、保育所（園）児童館、幼稚園、小中高校、地区集会所、運動施設等において、定期的（月2～4回程度）に実施していきます。	市				
13	放射線測定値の周知	ホームページでお知らせしている放射線測定値を、市役所や総合支所等の窓口への掲示や、農水産物の測定値をJAの窓口、スーパーの店頭等で周知するなど、方法を工夫していきます。	市				

■避難所機能の充実

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
14	避難所運営マニュアルの作成	防災計画見直しに基づき、関係課と連携して避難所運営マニュアルを作成します。	市				
15	避難所の機能向上	発電機等の資機材リース関連会社との協定締結の推進や、衛星電話等災害時資機材の点検や使用方法の点検を実施します。 また、季節に即応できる備品の購入や衛生管理を含めた環境整備について検討します。	市				
16	避難場所における物資の備蓄や機具の充実	防災倉庫の設置や避難場所の空きスペース等を使用しながら、備蓄の充実を図ります。	市				

■防災訓練・防災教育

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
17	防災訓練の見直し及び実施	<p>毎年実施している防災訓練についても、今回の震災を踏まえた見直しを行い、実施します。</p> <p>また、行政区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練の実施を推進します。</p> <p>さらに、協定を締結している市町村との訓練時の情報交換について、実施方法を協議していきます。</p>	市				
18	学校での避難訓練の指導	<p>「緊急時対応マニュアル」に基づいた避難路の確認等を含む避難訓練や、保護者への引き渡し訓練の実施を指導していきます。</p>	市				
19	学校での防災・安全教育	<p>親子防災教室の実施や、「防災教育指導資料」による発達段階に合わせた授業を行っています。</p>	市				
20	公立保育所避難車（手押車）の整備	<p>地震・津波等の際に歩行困難な乳幼児の避難手段として使用する避難車を整備します。</p>	市				

◆復興施策の大綱 3-(4)



震災経験の次世代への継承

これまでにない今回の大地震の体験と、それが及ぼした津波や液状化現象などによる甚大な被害・被災の経験を、風化させることなく次世代へ継承し、今後の防災意識の継続、減災へと繋げていきます。

【主な取り組み】

○震災の経験を語り継ぐ日として「(仮称) 防災について考える日」の制定を検討します。

■震災経験の継承

No	事業・項目	概要	事業主体	実施期間			
				H23	H24	H25	H26以降
1	「(仮称) 防災について考える日」制定の検討	防災意識の高揚のため、また、被害を風化させないよう震災時の様子などを語り継ぐ日としての「(仮称) 防災について考える日」の制定について検討していきます。	市				
2	(仮称) 東日本大震災被害記録集の作成	震災の被害・復旧状況に関する写真などの資料をまとめ、記録集を作成し、展示することで、今後の防災対策の教訓としていきます。	市				

平成23年 9月作成

平成24年 1月改正

平成24年10月改正

平成24年11月改正

平成25年 6月改正

平成25年11月改正

茨城県 神栖市
